

プロジェクトチームから財政再建プログラム試案(いわゆるPT案)が公表され、訓練現場施設の廃止・委託費のカットなど、知的障害者の雇用促進や自立支援にとつて、極めて厳しいものとなつていきます。それに対してエル・チャレンジは四月二十三日(水)にドーンセンターにて集会を開催し、参加された各団体からの熱い要望を受けて、翌二十四日、エル・チャレンジより大阪府知事宛に「大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合への就労支援の協力について」という要望書が提出されました。現在でも調整が続いており、われわれもその経緯をしつかりと確かめていかななくてはならないでしょう。今後の経過に注目です。

七月から更に利用者負担が軽減されます!

障害者自立支援法における福祉サービスの利用については、これまで軽減措置がとられてきましたが、平成二十年七月から障害者自立支援法の抜本的見直しに向けた緊急措置として利用者負担がさらに軽減されます。利用者負担の軽減措置を受けるためには申請が必要になります。

七月からの減免の適用については六月十日(火)までに、お住まいの区の保健福祉センター地域保険福祉担当に減免申請書を提出してください。

障害福祉サービスの利用者負担上限月額を決める際、現行は家族みんなの所得(住民票上の世帯)で判断していますが、十八歳以上の障害者(二十歳未満の

入所施設の利用者は除きます)は、本人のみ又は障害者本人とその配偶者の所得で判断することになります。

さらに・・・訪問系・通所サービスなどを利用して、次の資産要件に該当すれば利用者負担がさらに軽減されます。

* 預貯金の額等が以下のいずれかに該当

・ 単身の方は、本人の預貯金の額が五百万円以下

・ 夫婦世帯の方は、配偶者の預貯金の合計が一千万円以下

・ 障害児の属する世帯の方は、預貯金額の合計が一千万円以下

* 一定の不動産(親族等が現に居住する不動産)等以外の資産を有していない

また・・・通所系サービスをj利用される方のうち

【障害者】

本人と配偶者で判断		通常の場合	資産要件に該当する場合
課税世帯 市民税	所得割16万円以上	37,200円	—
	所得割16万円未満	37,200円	9,300円
課税世帯 市民税非	低所得2(年収80万円超)	24,600円	3,000円 ※1,500円
	低所得1(年収80万円以下)	15,000円	1,500円
生活保護世帯		0円	—

【障害児】

		通常の場合	資産要件に該当する場合
課税世帯 市民税	所得割28万円以上	37,200円	—
	所得割28万円未満	37,200円	4,600円
課税世帯 市民税非	低所得2(年収80万円超)	24,600円	3,000円 ※1,500円
	低所得1(年収80万円以下)	15,000円	1,500円
生活保護世帯		0円	—